



**2010年の日本におけるアジア型マイマイガ 不在証明要求地域  
ならびにAGM飛翔期間に関する情報**

**日本のAGM不在証明要求地域ならびにAGM飛翔期間**

不在証明要求地域	AGM飛翔期間
北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県	7月1日～9月30日
秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県	6月25日～9月15日
福井県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県 愛知県、三重県	6月20日～8月20日
和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県 岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県 高知県、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県 熊本県、鹿児島県	6月1日～8月10日
沖縄県	5月25日～6月30日

下記の点に特にご注意願います。

1. 検査と証明書の取得は、AGM不在証明要求地域の最後に寄港する際に行ないます。ただし、証明書を取得した後、再度AGM不在証明要求地域に寄港した場合には、再度検査を受け、証明書を取得しなければ米国、カナダで沖合検査の対象になります。
2. 卵塊は、産み付けられて翌年に孵化するため、船社または代理店は、米国、カナダへの入港が翌年になる場合でも、日本で証明書を取得すべきことを十分に認識する必要があります。日本で証明を取得していない船舶は、米国、カナダにおいて遠隔地での沖合検査を求められます。



3. 日本を出発して米国、カナダに入港する船舶の全てについて沖合検査が求められているのではなく、卵塊が付着しているおそれ大きく、米国、カナダにAGMを運ぶおそれのある船舶について沖合検査が求められています。具体的には次のa、b双方に当てはまる船舶について沖合検査が求められています。
- a. 日本の「AGM不在証明要求地域」に「AGM飛翔期間中」(メスの産卵時期)に入港した船舶
  - b. 米国又はカナダの港に「不在証明要求期間中」(卵塊の孵化可能な時期)に入港する船舶

#### 米国、カナダの港の不在証明要求期間

米国	地域	不在証明要求期間
	アラスカ州	4月1日～8月31日
五大湖、プエルトリコ、西海岸	カリフォルニア州	周年
	五大湖、オレゴン州、ワシントン州	3月1日～9月30日
大西洋岸	バージニア州ノーフォーク以北	3月1日～10月31日
	バージニア州ノーフォークの南～フロリダ州ジャクソンビルまで	3月1日～11月30日
	フロリダ州ジャクソンビル以南	周年
メキシコ湾岸沿い	アラバマ州、フロリダ州、ルイジアナ州、ミシシッピ州、テキサス州	周年
	ハワイ及びプエルトリコ	なし

カナダ	地域	不在証明要求期間
全土	全土	3月1日～10月15日



## AGM 船舶検査の流れ

1. 最初に、船社または代理店によって「国際船舶に対するマイマイガ不在証明船舶検査申請書」を株式会社日本輸出自動車検査センター (JEVIC)、もしくは、一般社団法人全日検 (ANCC) に提出して下さい。それを基に、検査時刻などの検査の詳細について調整させていただきます。



2. 検査当日には、検査員は作業前に船長に乗船したことを伝え、検査の協力の要請をいたします。



3. 機材などを検査するためカバー等を外す場合には本船乗組員に解体作業をお願いいたします。



4. 卵塊が見つかった場合、原則として本船乗組員に除去してもらい、熱湯で殺傷してもらいます。検査員がそれを確認いたします。



5. 以上の検査作業が終了し、その確認が終わった後、船上にて「AGM卵塊検査のチェックリスト」と「アジア型マイマイガ不在証明書」を交付され、船長へ渡されます。